

地域再生計画

1 地域再生計画の申請

福島県長沼町

2 地域再生の名称

「町民一人1学習、1スポーツ、1ボランティア」活動で地域再生

3 地域再生を進めようとする期間

平成16年度

4 地域再生の意義及び目標

本町は人口6,696人、世帯数1,717戸で、福島県の中央部のやや南に位置し、東西に16.7km、南北に4.0km、総面積60.34km²、西部の森林部と東部の平坦部からなり、森林部は奥羽山脈の一部で、1,000m級の山々が連なり、これを源に発する一級河川流域に沿って田園耕地が広がっています。気候は、日本内陸型に属し気温の較差が大きく1月から3月にかけて北西の季節風が強く吹きます。

21世紀を迎えて、これまでの成長型社会から、質的充実を目指す成熟型社会へと移行しつつあることを背景に、就業や余暇活動など個人の選択の幅が拡大しています。

また、日常生活においても高度化・近代化が進み、快適な都市的生活様式への移行が拡大されてきています。さらに、労働時間の短縮と余暇の拡大や高齢化など、いかに人間らしく、楽しく生きるかが大きな関心事になっています。

このため、充実した生活を楽しむことができるよう、また、個性的なライフスタイルを追求することのできる地域社会づくりの実現に向け、環境の整備が求められています。

それぞれのライフスタイルに応じた生涯学習の場や機会の充実、スポーツ・レクリエーションやボランティア活動の促進など、自主的に選択できる幅広い地域社会を形成し、ライフスタイルの個性化・多様化に向けた支援が必要となってきました。

また、生涯学習は、趣味や文化活動、まちづくりに至る幅広い領域を含むことから総合行政として取り組んでいくことが必要となっております。

本町では、生涯学習の高まりに対応するため、平成6年度に長沼町生涯学習推進本部を設置し「明るく豊かな活力のある住みよい町づくり」をスローガンに、生涯学習

社会の実現を目指した取り組みを展開してきました。また、生涯学習は集合学習のかたちで展開されており、これは学習課題を理解し、一緒に学ぶ町民相互のコミュニケーションが図られ、ともに学ぶ仲間づくり、明るい地域づくりに大きく貢献しております。そういった生涯学習活動の延長から、新しい手作りのお祭りが町に定着するなど、活力のある地域づくりが進められております。

しかし、一方では、社会情勢の急激な変化から、地域の婦人会や青年会等、これまでの社会教育団体が弱体化しております。また、少子高齢化、核家族化が急速に進んでおり、今まで地域が持っていたコミュニティ機能の低下、地域社会の連帯感が薄れてきている現状にあります。

さらに、生涯学習においては個人学習や小グループによる学習等が好まれる傾向にあり、生涯スポーツでは、組織的な活動よりも小グループによる活動が好まれる傾向となっており、こうしたニーズに対応した、きめ細かな学習情報の場と機会の提供、スポーツ施設の確保と機能の充実が求められています。

こうした町民のニーズの対応と「町民一人1学習、1スポーツ、1ボランティア」の活動拠点施設として、「長沼東部農村運動広場」を生涯学習、生涯スポーツ施設に有効活用するものであります。

「長沼東部農村運動広場」を生涯学習・生涯スポーツ施設として、町内全域、全町民が広く利用できるようにすることで、生涯学習・生涯スポーツの一層の利用向上が図られます。

町民一人ひとりが自己の実現と地域の文化・歴史、地域社会の課題を学び、町民一人ひとりがスポーツを気軽に楽しみ、町民一人ひとりが地域でボランティア活動を行うことにより、住民自らが地域づくりを進める、活気のある、やさしいまちづくりを進めることができます。

また、その有効活用により「いつでも、どこでも、だれでも」が生涯にわたる、それぞれの学習課題・ボランティアやスポーツ活動等に取り組める施設の充実が図られ、子どもから高齢者まですべての住民が「元気で、仲良く、楽しく」健康で健やかな生活をおくり続けるためのサポート施設としてもますます重要となってきます。

施設の有効活用を進め「町民一人1学習、1スポーツ、1ボランティア」活動を展開することにより、21世紀を担う人材の育成と地域の再生及び活性化を目指します。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

地域再生計画の実施による「長沼東部農村運動広場」を生涯学習・生涯スポーツ活動拠点施設として、町内全域、全町民が広く利用できるようにすることで、当初の計画利用人数11,370人を上回る、16,150人の利用が予想されます。

また、当該施設の利用による波及効果は次のとおりであります。

- ・住民自らが、地域の課題等を学び、その課題解決のために動く住民活動が期待されます。
- ・趣味や地域の伝統、文化及び歴史を学び合うことで、地域の様々な人との交流が図られ、薄れつつある地域社会の連帯感を取り戻すことが期待されます。

- ・生涯学習、生涯スポーツの中で得た技術や知識を生涯学習ボランティアや指導者として地域社会へ引き継いでいくことが期待されます。
- ・子どもから大人まで全住民がスポーツを気軽に楽しむことができ、健康で明るい町づくりを進めることが期待されます。
- ・地域社会で活発なボランティア活動が展開され、安心して暮らせる住みよいまちづくりが期待されます。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

番 号：13004

名 称：補助対象施設の有効活用

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取り組みその他の関連する事業

教育委員会・公民館が主体となり町民のライフステージに応じた事業を展開しております。

- 通年講座・・・ガッツ！わいワイ自然塾（少年対象）
 - 寿学級（高齢者対象）
 - やまゆり学園（成人女子）
 - 世代間交流事業（少年から高齢者）
 - 生涯学習・ふれあいおとどけ講座（全町民）
- 特別講座・・・家庭教育総合推進事業（一般成人）
 - 家庭教育インストラクター養成講座（一般成人）
 - 地域子ども教室推進事業（小学生）
 - 家庭教育フォローアップ事業（家庭教育ボランティア登録者）
 - 青少年健全育成事業（全町民）
 - IT講習会（一般成人）
- スポーツ大会・・・壮年ソフトボール大会（一般成人男子）
 - 家庭バレーボール大会（一般成人女子）
 - 町民ふれあい大会（一般成人男女）
 - 親子ふれあいパークゴルフ大会（全町民）
 - 町民体育祭（全町民）
 - 町内一周駅伝競走大会（小学～一般）
 - 藤沼湖畔マラソン大会（小・中学生）
- 芸術、文化・・・文化祭（全町民）
 - 芸能まつり（加盟文化団体）
 - 少年劇場（小・中学生）
- 体験活動・・・ボランティア支援活動
 - （公共ボランティア・学校ボランティア・5日制ボランティア）

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

なし

別紙 1

1 支援措置の番号及び名称

13004（別添1001） 補助対象施設の有効活用

2 当該支援措置を受けようとする者

福島県長沼町

3 該当支援措置を受けて又はその実施を促進しようとする取り組みの内容

生涯学習の意欲が高まり、個性化・多様化した町民のライフスタイルに応じた生涯学習、生涯スポーツの機会と場及び機能の充実が求められております。それらのニーズに対応するため、本支援措置を受け「長沼東部農村運動広場」を生涯スポーツ拠点施設として有効活用することで、より多くの住民が利用可能となり「いつでも、どこでも、だれでも」が生涯にわたり、子どもから高齢者まですべての住民が「元気で、仲良く、楽しく」健康で健やかな生活ができるまちづくりを目指す。

（支援措置 1 3 0 0 4 に係る添付書類）

1 補助事業者の意見

（福島県の意見）

当該農村運動広場は、地域農業者の交流の場の提供と健康増進を目的に設置されたものであり、補助事業の制限上、目的に即した活用が望ましいが、当該地区の農家戸数の減少や交流及び健康増進活動の多様化といった社会状況の変化が要因で施設の利用が低下しており、今後、当初の利用目的に沿った利用のみでは施設の利用率の向上は非常に困難であると考えます。

今回の地域再生計画に沿った施設の利用は、これまでの利用を妨げるものではなく、また、町の 21 世紀を担う人材の育成と地域の再生及び活性化といった目的に寄与し、当該施設の有効利用に繋がると思われることから、当該措置はやむを得ないものと考えます。

（長沼町の意見）

それぞれ町民のライフスタイルに応じた生涯学習の場や機会の充実、スポーツ・レクリエーションやボランティア活動の促進など、自主的に選択できる幅広い地域社会を形成し、ライフスタイルの個性化・多様化に向けた支援が必要となってきています。

本町では、生涯学習の高まりに対応するため、平成 6 年度に長沼町生涯学習推進本部を設置し「明るく豊かな活力のある住みよい町づくり」をスローガンに、生涯学習社会の実現を目指した取り組みを展開してきました。また、生涯学習は集合学習のかたちで展開されており、これは学習課題を理解し、一緒に学ぶ町民相互のコミュニケーションが図られ、ともに学ぶ仲間づくり、明るい地域づくりに大きく貢献しております。そういった生涯学習活動の延長から、新しい手作りのお祭りが町に定着するなど、活力のある地域づくりが進められております。

しかし、一方では、社会情勢の急激な変化から、地域の婦人会や青年会等、これまでの社会教育団体が弱体化しており、また、少子高齢化、核家族化が急速に進んでおり、今まで地域が持っていたコミュニティ機能の低下、地域社会の連帯感が薄れてきている現状にあります。

さらに、生涯学習においては個人学習や小グループによる学習等が好まれる傾向にあり、生涯スポーツでも、組織的な活動よりも小グループによる活動が好まれる傾向となっており、こうしたニーズに対応した、きめ細かな学習情報の場と機会の提供、スポーツ施設の確保と機能の充実が求められています。

こうした町民のニーズに対応するため、長沼町の東部地区を利用対象範囲としていた「長沼東部農村運動広場」を町内全域を対象とする生涯スポーツ施設として有効活用することで、全住民が気軽にスポーツの機会と場を利用することができ、生涯スポーツの振興が一層図られます。

また、「長沼東部農村運動広場」を生涯スポーツ拠点施設として有効活用することは「いつでも、どこでも、だれでも」が生涯にわたり、スポーツに親しみ、子どもから高齢者まですべての住民が「元気で、仲良く、楽しく」健康で健やかな生活を送り続けるためのサポート施設としても重要となります。

このように、当該施設を有効利用することは、必ずや地域のコミュニティ機能の低下を防ぎ、地域の再生につながるものであり、今回の支援措置は欠かせない必要な支援措置であり、是非、お認めいただきたい。

(施設の概要)

事業名	農村地域農業構造改善事業				
事業目的	地域農業の再編成を図るためには、専業、兼業、非農家一体になった話し合い活動やコミュニティ活動が不可欠であるが、兼業化が進む現状においては、益々減少してきており、本施設を設置することにより、地域農業者等のより一層の交流の場を提供するとともに合わせて健康増進に寄与する。				
所在地	福島県岩瀬郡長沼町大字木之崎字南2地内				
事業主体	長沼町				
施設名称	「東部農村運動広場」				
施設面積	15,000㎡				
施設構造	多目的広場 (9,182㎡)	小運動場 (892㎡)	管理棟 (93㎡)	駐車場 (1,925㎡)	緑地 (2,908㎡)
建設費	57,507千円				
用地取得費	該当なし(既存町有地)				
財源内訳	国庫	23,002千円(40/100)			
	県費	0千円(0/100)			
	町費	34,505千円(60/100)			
工期	昭和61年8月～昭和62年1月				
管理主体	長沼町				

2 当該施設における補助目的を取り巻く社会経済情勢の変化

施設 「長沼東部農村運動広場」の整備目的

長沼町は福島県の中通り南部に位置し、総面積は60.34km²、東西16.7km、南北4.0kmと細長く15行政区からなる町です。

長沼東部農村運動広場は、町の東部地区にあたる7行政区、受益戸数762戸を利用対象範囲として、年々スポーツ活動が盛んになり、ソフトボールクラブや野球クラブ、ゲートボール協会、テニス協会などが設立されたが、東部地区に施設がなく練習や大会運営に大変苦慮していたことと、地域農業者等のより一層の交流の場を提供するとともに、合わせて健康増進に寄与すること目的に設置されたものであります。

社会経済情勢等の変化

長沼町における主要産業である第1次産業の従事者は、昭和40年の2,514人に比べ、平成7年では599人と大きく減少し、一方、第2次・第3次産業従事者は、昭和40年の975人が平成7年では2,747人と大きく増加しています。

これは、農業生産基盤整備事業により、機械化農業における労力の省力化及び工業団地開発など、農業従事者の労働力が、他産業に振り向けられた結果により、急激な増加傾向を示したものであります。

農家戸数も減少傾向にあり、昭和50年の932戸から平成12年の652戸へと大きく減少しております。農業の兼業化が急速に進み、第1種兼業農家から第2種兼業農家への移行が進み、他産業従事や後継者不足に伴う離農が主な要因となっています。

長沼東部地区でも農家戸数は減少し、国道118号沿線に町及び民間の宅地開発が進み、平成10年度には「長沼ニュータウン」が造成されるなど農業情勢をはじめ地域の生活環境が大きく変化してきました。

「長沼東部農村運動広場」の利用においても、農業後継者の不足による離農や高齢化が進んだことにより、農業者等の地域での交流が減少しております。また、野球協会の解散、ソフトボール協会活動の低迷等により、練習や大会の開催が減り利用者が減少している状況にあります。

これは、生涯スポーツが、組織的な活動より愛好会など小グループによる活動が好まれる傾向となってきたことが一つの要因でもあります。このような中、個性化・多様化する生涯スポーツのニーズへの対応が急務となっております。

有効活用の必要性

そこで、町の東部地区を利用対象範囲としていた「長沼東部農村運動広場」を町内全域を対象とする生涯スポーツ拠点施設として有効活用することで、全町民が気軽にスポーツの機会と場を利用することができ、生涯スポーツの振興と当該施設の利用率の向上が図られます。

3 当該施設における最近の状況

計画利用人数

昭和60年度計画 11,370人

最近3年間の利用状況

平成13年度 6,630人

平成14年度 7,195人

平成15年度 5,487人

最近3年間の管理運営費の支出状況

平成13年度 538千円

平成14年度 574千円

平成15年度 802千円

4 補助対象施設の現状

「長沼東部農村運動広場」は、町の施設として直接適正に管理しています。
主な利用は次のとおりです。

多目的広場・・・壮年ソフトボール大会、ふれあいスポーツ大会等
小運動広場・・・ゲートボール、グランドゴルフ等

*平成15年度施設利用者・・・5,487人。利用率は48,3%
(野球・ソフトボール当初計画利用者数6,210人に対し、
平成15年度利用者数1,915人、利用率30.8%。)

5 転用の必要性

それぞれのライフスタイルに応じた生涯スポーツは、組織的な活動より愛好する小グループによる活動が好まれる傾向やスポーツを通しての親子のふれあい活動など、きめ細かなニーズに対応したスポーツの機会と施設の確保及び機能の充実が求められています。

こうした町民のニーズに対応するため、長沼町の東部地区を利用対象範囲としていた「長沼東部農村運動広場」を町内全域を対象とする生涯スポーツ施設として有効活用することで、全町民が気軽にスポーツの機会と場を利用することができ、生涯スポーツの一層の利用向上が図られることから、転用が必要です。

6 転用の時期

平成16年10月以降
(地域再生計画の認定後に町議会に關係条例を上程。)

7 転用の相手方

該当無

8 転用の形態(譲渡・貸与の別、有償・無償の別)

該当無

9 転用後の施設の目的、利用計画等

(施設の使用目的)

生涯スポーツ拠点施設として、町内全住民が広く利用します。

(施設の改修)

必要無

(施設管理についての考え方)

町の施設として直接適正に管理します。

10 転用により期待される効果

「長沼東部農村運動広場」を生涯スポーツ拠点施設として有効活用することは「いつでも、どこでも、だれでも」が生涯にわたり、スポーツに親しみ、子どもから高齢者まですべての住民が「元気で、仲良く、楽しく」健康で健やかな生活をおくることが期待されます。

地域再生計画工程表

1 生涯スポーツ施設の利用目的

長沼町の東部地区を利用対象範囲としていた「長沼東部農村運動広場」を町内全域を対象とする生涯スポーツ施設として有効活用することで、全町民が気軽にスポーツの機会と場を利用することができ、「いつでも、どこでも、だれでも」が生涯にわたり、子どもから高齢者まですべての町民が「元気で、仲良く、楽しく」健康で健やかな生活をおくれるまちづくりを目指します。

2 生涯スポーツ施設利用計画

「長沼東部農村運動広場」を生涯スポーツ施設として、全町民が気軽にスポーツに親しめるよう利用します。

- ・町民ふれあい綱引き大会、グランドゴルフ大会など、体力や運動能力の違いがあっても参加できるよう工夫をして実施します。また、全町民が参加できる体育祭や各行政区毎の運動会を実施します。

- ・子ども育成会ふれあい球技大会、竹馬づくり教室・競走大会など、地域の老人クラブ等の指導を受けながら世代間交流を図り、学校週5日制対応事業を実施します。

- ・それぞれのライフスタイルに応じたスポーツをより多く提供するために、ニュースポーツ教室等をより多く実施します。

- ・高齢者スポーツ・障害者スポーツ時の付き添い、救護や用具の運搬などスポーツイベント等のボランティアの育成をします。

3 生涯スポーツ施設への転用時期

地域再生計画の認定後に、「長沼東部農村運動広場設置条例」及び「長沼東部農村運動広場設置条例施行規則」を改正します。

また、改正の時期は平成16年12月見込みであります。

地域再生計画認定申請書

平成16年10月13日

内閣総理大臣 殿

福島県岩瀬郡長沼町長 廣田勝男

地域再生推進のためのプログラム5.(1)に基づき、
地域再生計画の認定を申請します。

